⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物のゲンジボタル及びネコギギの生息が確認されている。ニホンカモシカ、ゲンジボタル及びネコギギについては、計画路線は生息域をトンネル又は橋梁で通過することなどから、影響は軽微であると評価されている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているクマタカ等の営巣が確認されているが、起業者は有識者等からなる検討委員会において検討を行い、営巣への影響を極力抑えられるよう必要な措置を講じている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているイワチドリ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているアカウキクサ等の生育が確認されているが、本件事業地の周辺に生育に適した環境が広く分布していることなどから影響は少ないとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が16箇所存在するが、このうち10箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は引き続き残る６箇所についても愛知県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、首都圏と中京圏とを結ぶ新たな広域的な高速交通ネットワークを形成するとともに、東名高速道路における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第２級の規格に基づく４車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、静岡県区間においては、平成３年９月24日に都市計画決定された都市計画と、車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。愛知県区間におけるルートについては、各ジャンクション又はインターチェンジ間において、山裾を通過するルート案（以下「申請案」という。）のほか、申請案より海側のルート案及び山側のルート案の３案について検討が行われている。申請案と他の案とを比較すると、申請案は、施工延長及び取得必要面積が中位であるものの、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがつて、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、首都圏と中京圏とを結ぶ新たな広域的な高速交通ネットワークの整備が必要と認められるとともに、できるだけ早期に東名高速道路の交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、新城市長を会長とする新東名・三遠南信自動車道建設促進奥三河期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛知県豊川市役所及び新城市役所

○国土交通省告示第三百三十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成二十三年建設輸省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

表岩木川水系の項中

「

平川	右岸	第五子子青森県弘前市鳥井 上丁柳村県一番字袋先本館同 流R二六南津軽郡田舎梁先本館同 端平十字大軽郡田舎梁先本館同 第番袋郡田舎梁先本館同 一六字田舎梁先本館同 橋地三舎梁先本館同	岩木川への合流点	百田	台青森地方気象　道局東事北務森地所河方川整備国
湖岩木川を含む。）（十三	左岸	野青地森県先前市鳥井 同市悪戸地先 青森県弘前市撫牛 川十牛	海	田所幡上川龍岩原、橋木、橋繁五	

」を

「

土淵川 平川 旧大蜂川	右岸	鉄の字青森県田宮道本橋二弘前市大字久保 の字青森県道野橋六弘前市大字小友字 国宮道本橋二弘前市大字撫牛 道野橋六弘前市大字撫牛 橋六弘前市大字撫牛 下百前市大字撫牛 流五市大字撫牛 端十大字撫牛 八字撫牛 番地撫牛 先字撫牛	平川への合流点	百田	台青森地方気象　道局東事北務森地所河方川整備国
湖岩木川を含む。）（十三	右岸	地鳥青森県先井森 野県 字弘前市 川前市 村大字 八大字 番字 地字	海	田所幡上川龍岩原、橋木、橋繁五	

」に

改める。

表岩木川水系の項中

「

平川	右岸	第五子子青森県弘前市鳥井 上丁柳村県一番字袋先本館同 流R二六南津軽郡田舎梁先本館同 端平十字大軽郡田舎梁先本館同 第番袋郡田舎梁先本館同 一六字田舎梁先本館同 橋地三舎梁先本館同	岩木川への合流点	百田	台青森地方気象　道局東事北務森地所河方川整備国
湖岩木川を含む。）（十三	左岸	野青地森県先前市鳥井 同市悪戸地先 青森県弘前市撫牛 川十牛	海	田所幡上川龍岩原、橋木、橋繁五	

」を

「

土淵川 平川 旧大蜂川	右岸	鉄の字青森県田宮道本橋二弘前市大字久保 の字青森県道野橋六弘前市大字小友字 国宮道本橋二弘前市大字撫牛 道野橋六弘前市大字撫牛 橋六弘前市大字撫牛 下百前市大字撫牛 流五市大字撫牛 端十大字撫牛 八字撫牛 番地撫牛 先字撫牛	平川への合流点	百田	台青森地方気象　道局東事北務森地所河方川整備国
湖岩木川を含む。）（十三	右岸	地鳥青森県先井森 野県 字弘前市 川前市 村大字 八大字 番字 地字	海	田所幡上川龍岩原、橋木、橋繁五	

」に

改める。